

令和元年第3回
河内町議会定例会会議録 第2号

令和元年9月12日 午前10時23分開議

1. 出席議員 12名

1番	篠原佳治君	2番	高橋利彰君
3番	高橋稔君	4番	野澤良治君
5番	小更雅之君	6番	諸岡周示君
7番	雑賀茂君	8番	服部隆君
9番	星野初英君	10番	福智正之君
11番	大野佳美君	12番	宮本秀樹君

1. 欠席議員

なし

1. 出席説明員

町長	雑賀正光君
副町長	藤井俊一君
総務課長兼秘書広聴課長	諏訪洋一君
企画財政課長	北澤雅志君
都市整備課長	仲代直人君
上下水道課長	香取秀一君
経済課長	坂本紀幸君
教育課長	大野繁君
教育委員会事務局長	寺崎光則君
町民課長	石山茂樹君
福祉課長	吉田茂久君
出納室長	石山由美子君
子育て支援課長	足立誠君
税務課長	伊藤英樹君

1. 出席事務局職員

議会事務局長 小島孝裕

1. 議事日程

議 事 日 程 第 2 号

令和元年9月12日（木曜日）

午前10時23分開議

議事日程

- 日程1. 議員派遣の件
- 日程2. 一般質問
- 日程3. 議案第1号 河内町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額を定める条例の制定について
- 日程4. 議案第2号 河内町印鑑条例の一部を改正する条例
- 日程5. 議案第3号 河内町学校給食実施に関する条例の一部を改正する条例
- 日程6. 議案第4号 河内町災害慶弔金の支給等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程7. 議案第5号 河内町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程8. 議案第6号 河内町下水道条例の一部を改正する条例
- 日程9. 議案第7号 河内町水道事業給水条例の一部を改正する条例
- 日程10. 議案第8号 令和元年度河内町一般会計補正予算（第3号）
- 日程11. 議案第9号 令和元年度河内町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程12. 議案第10号 令和元年度河内町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程13. 議案第11号 令和元年度河内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程14. 議案第12号 河内町教育委員会委員の任命について
- 日程15. 認定第1号
 - （1）平成30年度河内町一般会計歳入歳出決算の認定
 - （2）平成30年度河内町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定
 - （3）平成30年度河内町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定
 - （4）平成30年度河内町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定
 - （5）平成30年度河内町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定
 - （6）平成30年度河内町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定認定第2号
平成30年度河内町水道事業会計決算の認定
- 日程16. 請願第1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願について
- 日程17. 委員会提出議案第1号 教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度堅持に係る意見書の提出について

日程18. 閉会中の所管事務調査の件

1. 本日の会議に付した事件

日程1. 議員派遣の件

日程2. 一般質問

日程3. 議案第1号

日程4. 議案第2号

日程5. 議案第3号

日程6. 議案第4号

日程7. 議案第5号

日程8. 議案第6号

日程9. 議案第7号

日程10. 議案第8号

日程11. 議案第9号

日程12. 議案第10号

日程13. 議案第11号

日程14. 議案第12号

日程15. 認定第1号

認定第2号

日程16. 請願第1号

日程17. 委員会提出議案第1号

日程18. 閉会中の所管事務調査の件

午前10時23分開議

○議長（野澤良治君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名であります。よって、定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

ここで、長谷川裕一氏の傍聴を許可いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付してございます議事日程のとおりでありますので、ご了承くださいようお願いいたします。

○議長（野澤良治君） 日程1、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本件については、会議規則第129条第1項により、お手元に配付しました議員派遣の件のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 異議なしと認めます。よって、議員派遣の件については、そのように決定しました。

○議長（野澤良治君） 日程2、一般質問でございます。

お手元に配付してございます一般質問事項表により、質問を許します。

1、農業振興について、地域コミュニティーの活性化については、諸岡周示君からの質問です。

2、かわち学園の小中一貫教育について、空き家対策については、宮本秀樹君からの質問です。

3、医療・福祉サービスの充実について、水質浄化の取り組みについては、高橋 稔君からの質問です。

4、公民館の今後のあり方について、つつみ会館の運営及び利用における今後の方向性については、星野初英君からの質問です。

初めに、諸岡周示君、登壇願います。

〔6番諸岡周示君登壇〕

○6番（諸岡周示君） 皆さんおはようございます。6番諸岡周示です。また、傍聴にお越しいただきまして、議会に対しましてご理解とご関心をいただきまして、まことにありがとうございます。また、毎回のように一般質問の機会をいただきまして、ありがとうございます。これからも、町民の皆様の声をみずから出向いてもっともっと町政に届けようと考えております。

台風15号の記録的な暴風により、停電や鉄道が運休するなど大変な被害に遭われております。中でも停電は、数十万戸がいまだに復旧されていない状態で、きょうも先ほどニュースを見ましたところ、東京電力が1万人以上職員を出して復旧するというようなことをテレビでやっていたので、早く皆様が復旧できますよう望んでおります。

また、河内町でも、たくさんの屋根瓦が飛んだり、窓ガラスが割れたりしました。黄金色に染めた稲穂も順調に収穫が進んでおりましたが、水を差すような形となりました。自然災害は、いつどこで起きるかもしれません。また、台風は、近年、温暖化のせいとも言われるように大きさが増してきています。常日ごろより、防災対策、減災対策にはより一層心がけをしなければならないと考えます。

通告によりまして、今回の質問は、一つ目に、我が町の基幹産業は農業であります。その農業振興について質問をいたします。農地の集約化や転作の奨励について、総合計画にもありますように、どのような施策をしているのか。また、河内産米でつくったライスジュレ、米ゲルなどの6次化商品について質問いたします。

2番目に、少子高齢化が急激に進む中、地域におけるコミュニティーづくりについて、

伝統文化継承の保存をどのように考えているのかを質問いたします。

詳しいことは自席にていたしますので、担当課長、そして雑賀町長には丁寧な答弁をお願いいたします。

○議長（野澤良治君） 6番諸岡周示君。

○6番（諸岡周示君） まず初めに、町の戦略として、農地の集約化や転作の奨励といったことが挙げられております。中間管理機構や農業委員会を中心に、農地の集積、そして調査を実施していると聞いております。そして、100ヘクタール規模のメガファームが立ち上がったとも聞いております。その効果はどのようなものなのか。

そして、20から30ヘクタールぐらい集積をして作付している方に私聞きましたところ、最初の初期投資が必要だし、また、その立ち上げた後のフォローもしてくれればというようなことも話されていまして。その辺が、私やはり大事だと考えます。

今、町は集約化や転作奨励の施策をどのように行っているのか、担当課長に答弁をお願いしたいと思います。

○議長（野澤良治君） 坂本経済課長。

○経済課長（坂本紀幸君） 諸岡議員のご質問にお答えいたします。

農地の集積・集約化と転作の奨励の2点のご質問についてお答えいたします。

初めに、農地の集積・集約化につきましては、町はこれまで、担い手の農地の集積への合意形成が図られた15の重点地域で、約1,237ヘクタールの地域集積を進めてまいりました。昨年度は、茨城県の担い手への集積率34.2%に対して町は43.8%と、9.6ポイント高い水準となっております。これは、中山間地域に比べて、比較的平たんで生産条件のよい県南地域の地勢によるものと考えられます。

しかし、その一方で、町の集積率は県より高い水準にはありますが、県が掲げる2023年度までに農地集積率の目標を66%とすることや国の政策目標である担い手の農地利用が全農地の8割を占めるまでには、さらなる集積の加速化を図る必要があると考えております。

町では、今後さらに担い手への農地集積・集約化を進めるためには、担い手の確保・育成とともに、農地の出し手となる地権者の意向や地域の実情を把握することが重要であるとと考えております。

具体的には、農地の所有者等に対して、今後の農地の利用に関するアンケート調査の実施がございます。これは町の農業委員会が主体となりまして一昨年より実施しており、主に農地利用最適化推進委員が農業委員と連携し、農家や地権者に戸別訪問の上、聞き取り調査を実施しております。

この調査では、今後、農業経営の規模拡大をするのか、リタイアして農地を貸したいのか、または分散した農地をまとめたいたのかなど、5年後、10年後の将来の農地をどのように生かしていくかなどを、地域の実情に精通した推進委員と農業委員が現場活動を行い、農業者の意向や農地の情報を把握しながら、人と農地のマッチングを図るため、地域の関

係者の参加による話し合いを通じて、今後の中心となる担い手への農地の集積・集約を進めてまいりたいと考えております。

このほか、担い手の確保・育成といたしましては、ご質問にもありました100ヘクタール規模の大規模水稻経営体を育成する「茨城モデル水稻メガファーム事業」でございます。これには金江津地区で地域農業を支える意欲ある若手の経営体が採択され、今年度より本格的な実施に向けた準備が進められております。この事業は、茨城発の儲かる農業を国へ提言する政策モデルとして、県内五つの経営体のうちの 하나가河内町で実施することとなったものです。

このような事業を進める町の背景には、農家数の減少や担い手の高齢化が進んでいく現状がございます。町の農家数の状況といたしましては、農林業センサスの数値によりますと、平成17年に1,139戸ありました農家数が10年後の平成27年には808戸と、約3割の減少となっております。さらに、その中でも町の農業就業者に占める65歳以上の割合になりますと、平成17年時点で56.9%であった割合が10年後では69.5%と、12.6ポイントと高齢化割合が進んでおまして、茨城県の同時期の比較では4.3ポイントと、町のほうがさらに高齢化が加速している状況が見られます。

このように農家数の減少や担い手の高齢化が進んでいく状況は大きな課題であり、将来にわたる農地の保全や農業の振興を図るためにも、分散した農地の集積・集約化を進め、作業の効率化と経営規模の拡大に取り組む経営感覚にすぐれた意欲ある担い手の育成に向けて、なお一層の取り組みを行ってまいりたいと考えております。

次に、2点目の転作の奨励につきましては、高齢化や人口減少に伴う米消費の減少や多様化する食生活で嗜好が変化し、今後とも米の需要の落ち込みが見込まれる中、米価の安定とともに生産者の経営安定を図るためにも、需要に応じた米の生産は極めて重要なものとなっております。

このため、県の交付金事業である経営所得安定対策等とともに、町でも転作の奨励を行ってきたところです。近年では、水稻単作地帯としての地域の特性にも合い、生産者の経営形態や規模にかかわらず取り組める国の戦略作物としても位置づけられた飼料用米や加工用米などの作付を推進してまいりました。

本年度の交付金の単価で見ますと、飼料用米の多収品種での取り組みでは、国からは収穫量に応じた数量払いで10アール当たり5万5,000円から10万5,000円、国県及び地域設定分の産地交付金が2万2,000円、町の単独奨励金は5,000円と、町の基準単収の収穫量では、合わせて10アール当たり10万7,000円の交付単価となっております。

また、加工用米の複数年契約での取り組みにつきましても、国からの助成が10アール当たり2万円、県設定分の産地交付金が6,000円、町の単独奨励金は1万3,000円と、合わせますと10アール当たり3万9,000円となっており、加工用米の買い取り金額も含めると、おおむね主食用米の価格水準が確保されているものと考えております。

このほか、転作に取り組む農家の経営規模別では、主に飼料用米に取り組む担い手の方はフレコンバッグで出荷ができる大規模な農家の方が多く、加工用米では中小規模の農家で取り組む方が多くなっている傾向にあります。

このように、より多くの農家の方が需要に応じた米の生産に協力をいただけるよう、町といたしましても、転作の奨励とともに、米価の安定と農業所得の確保に努めまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野澤良治君） 6番諸岡周示君。

○6番（諸岡周示君） では、課長に先ほどの転作奨励金のことで質問いたします。

私、町の再生協議会の一員で、ちょっと提案させていただきましたけれども、例えばJA稲敷の西部支店、これは稲敷市の旧新利根地区と河内の管轄ですが、加工米を出荷した場合、河内町の生産者は10アール当たり1万3,000円の補助金がつきます。ところが、稲敷市の新利根地区の出荷者は、市から補助金が1万円、それと産地交付金が5,000円、合計1万5,000円が支払われています。要するに2,000円の差が発生して、同じ管内でなぜなのかなど、これは生産者の方々から出ております。

また、隣接の市町村を見ましても、河内町が一番低い補助金というか、産地交付金が出ない。これはなぜなのかなとすごく私疑問です。これを今後どのように解決していただけるのか。財政的な問題なのか、産地交付金の扱い方を今後どのようにするのか、説明をお願いしたいと思います。

○議長（野澤良治君） 坂本経済課長。

○経済課長（坂本紀幸君） ご質問にお答えいたします。

転作の奨励に係る加工用米の助成金の差異につきましては、地域で設定できる産地交付金を充当させる地域振興作物の違いによるものであると考えております。

産地交付金の充当につきましては、ご指摘のように、加工用米では河内町は産地交付金の活用をしておりませんが、稲敷市では10アール当たり5,000円の上乗せ助成としております。

また、その一方で、飼料用米にあつては、河内町では産地交付金10アール当たり4,000円のところ、稲敷市では3,400円、市町の単独奨励金では5,000円のところ4,600円と、稲敷市より河内町のほうが1,000円高く設定されております。

また、加工用米の近隣市町村の単独奨励金の10アール当たりの比較の状況でございますが、龍ヶ崎市1万6,000円、利根町1万8,500円、美浦村1万5,000円、阿見町1万5,000円となっております。

このような近隣市町村の状況を踏まえ、昨年に町でも単価の見直しの検討を行い、10アール当たり3,000円を追加することで交付単価の均衡に努めてまいりました。

しかしながら、まだ他市町村との交付単価に差が認められますので、加工用米の買い取

り金額も含めた農家の手取り金額について比較検討した上で、町の農業再生協議会の意見をいただきながら、財政部局とも協議の上、より効果的な助成となるよう検討を重ねてまいります。

次に、産地交付金の設定につきましては、国から配分される資金枠の範囲で国や地域が交付対象の作物等を設定し、それぞれの地域の実情に即した地域振興作物などの取り組みを支援する交付金となっております。配分額は、国から県へ、県から市町村へそれぞれ配分され、現在の町の活用方法といたしましては、麦、大豆、新規需要米、果樹、野菜、レンコンなどに対するもので、作物以外では二毛作助成や耕畜連携助成があり、配分された交付金をできるだけ過不足が生じないように、前年の作付実績をもとに単価等を調整し、活用を行っているところです。

現在、町に配分されている交付金の額の算出方法につきましては、過去の実績に基づいておりますが、その基準となったものが、平成22年度に戸別所得補償制度による事業が導入された際の激変緩和措置によるものです。

この激変緩和措置は、それまで助成金の使途や水準は国の指針の範囲内で地域が交付金の額を決定しておりました。しかし、当該事業が導入され、全国一律の単価になったことによって、それまで交付額の減少に応じた配分額を激変緩和措置として行ったものが始まりであり、そこから年を追うごとに高収益作物加算や団地化加算、二毛作助成などの実績に応じてそれぞれ配分額を決定し、現在の配分額となったことが経緯となっております。

今後とも、産地交付金につきましては、農家の生産意欲の喚起と農家負担の軽減を図るため、より高い効果を期待できる活用方法を検討してまいります。

以上でございます。

○議長（野澤良治君） 6番諸岡周示君。

○6番（諸岡周示君） 来年度からは産地交付金をもっと上げていただけるということで、課長よろしいんですね。その返事はいいですから。

また、冒頭で私は、河内町の基幹産業は農業ですということを申しました。土地は平らな水田地帯であります。多収穫米で収量を多くとるという選択わざのこともありますが、今、国では水田における園芸作物の取り組みが見直されております。町でもそれを今ある人がやっているのですが、普及所やJAなどと連携して、視察研修やいろいろな補助金制度を利用して盛んな取り組みをできないものかと思います。

と同時に、これは町長のほうにも後から答弁もらいたいのですが、やはりさっき言いましたように基幹産業は農業なので、経済課にも専門的な人が必要だと思います。まず、取り組みは担当課長に答弁をお願いして、専門的な人材の外部の登用は雑賀町長に答弁をお願いしたいと思います。

○議長（野澤良治君） 坂本経済課長。

○経済課長（坂本紀幸君） 私からは、前段にご質問のありました水田における園芸作物

の取り組みについてお答えいたします。

国では、水田のフル活用や遊休農地の有効活用により、より収益性の高い作物の振興が求められ、その中の一つとして園芸作物が推進されております。

現在の園芸作物は、中食や外食などの業務需要が増加していることから、水稻と露地野菜などを組み合わせた複合経営により所得向上を目指しながら、主食用米の生産抑制にもつながるものとして期待がされております。これには、農家の方が容易に取り組み、生産費も低く、水田での作付にも適した作物の定着化に向けた取り組みが必要であるものと考えております。

この園芸作物に関しましては、産地交付金の地域設定分として10アール当たり4,000円の助成となっておりますが、このほか施設導入に係る補助金の活用などの情報提供に加えて、各関係機関とも連携ながら、水田地域の特性を踏まえた推進体制の構築に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（野澤良治君） 雑賀町長。

○町長（雑賀正光君） 諸岡議員の話をしっかり聞かせてもらったのですが、まことに河内町の基幹産業は農業でございますから、農業に関しての専門的な部分については、技術的なものは農業改良普及センターでしようけれども、儲かる農業というか、全体を見回して農業振興を図るには、総合的なプロデュースができるような人がいないと、栽培する技術だけではなくて、補助金も含めていかにグローバルに農業を見られるかという、そういう総合力がないとなかなか難しいのかなと実は感じております。

そういう意味において、話は変わりますが、前にも防災関係でご指摘があったように、来年度から専門家を雇用するというのを考えていますけれども、外部からそういう人材をお願いする場合に、よく皆さんと協議をして、どういう方が適切かも含めてよく検討して、前に進めていけばいいのかなと思います。

そういうことで、特に農業に関しては、人材をどこに求めるか、どういうレベルの人が必要なのかということも含めて、皆さんからのご意見をいただきながら、前に進めていきたいなと思っています。

以上でございます。

○議長（野澤良治君） 6番諸岡周示君。

○6番（諸岡周示君） ありがとうございます。前向きな答弁をいただきまして、よろしく申し上げます。

次に、河内産米を使ったライスジュレ、別名米ゲルの6次化商品についてお伺いいたします。

町は、町の特産物PR事業や6次化商品開発などでかなりの補助金を投入し、推進していますけれども、なかなか軌道に乗っていないと聞いております。そうすると、原料とな

る高アミロース米を含むお米もなかなか生産できない。総合計画によりますと、出荷額を30億円程度見込むよということも計画の中に載っております。そのようなことを今後町としてどのように考えているのか、担当課長に答弁を求めます。

○議長（野澤良治君） 坂本経済課長。

○経済課長（坂本紀幸君） ご質問にお答えいたします。

町の総合計画のアクションプランにも位置づけておりますライスジュレ、米ゲルの6次化商品開発や原材料の高アミロース米の供給でございますが、達成度指標にも示されております売上高を向上させる取り組みといたしましては、これまでも地方創生交付金を活用したライスジュレのメニュー開発を行ってまいりましたが、さらに昨年には、魅力ある6次化商品に向けた開発を行い、販路開拓にもつながったところ です。

そこでは、ライスジュレを使ったシフォンケーキやパスタ、町の特産物のイチゴや大豆を入れたアイスクリームなど9品目の商品を開発し、販路としては、道の駅こうごきや牛久市の直売所、龍ヶ崎市のスーパーが新たな販売先につながっております。

また、今後リニューアルオープンを予定しているかわち直販センターでも、かわち米を活用した新しい商品や河内町ならではのライスジュレメニューをプロモーションする特産品施設での提供を検討しております。また、併設する飲食施設ではライスジュレを使ったパンや料理、アイスクリームなど、町のオリジナルメニューの提供もあわせて検討しているところ です。

このようにライスジュレの多様性が発信できる施設の機能充実を図り、町内外に向けたより効果的なPRによって、グルテンフリーのアレルギー対応や低カロリーなメニューへの応用など、幅広く活用できる優位な食材としての認知度がさらに広まり、消費の拡大にもつながることが期待されること です。

このようなさまざまな取り組みを行いながら、売上高の向上、さらには高アミロース米の需要拡大に向け、引き続き努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野澤良治君） 6番諸岡周示君。

○6番（諸岡周示君） 稲敷市では、稲敷ライスミルクプロジェクトといたしまして、玄米をプリンに製造して販売していると聞きましたけれども、先日、稲敷市の花火大会で大勢の見物客にそのものを配ってPRした。私もちょっと食べさせていただきましたが、どちらかというとシニア向けのプリンかなという感じがしました。

今、課長が答弁言われましたように、いろいろ努力はなされているのでしょうけれども、私、PRが足りないんじゃないかなと思うんですよ。これだけお金を投入してやっているのに。

例えば食改で河内町の広報にレシピを載せていますけれども、何でライスジュレのレシピ載せないのですか。もっともっとこういうのを載せて、河内町の人たちに、こういうの

があるんだよというのを載せていただきたいと思うんですよ。

それと、今も言われていましたように、フェスタとかそういうイベントにライステクノロジーを呼んで、ブースをつくって、そこでアイスクリームやその他もろもろ、シフォンケーキとかいろいろ、今、9品目ありましたけれども、もっともっと皆さんに提供してそういうのを広めていただきたいのですが、その辺で課長どうですか。

○議長（野澤良治君） 坂本経済課長。

○経済課長（坂本紀幸君） ご質問にお答えいたします。

ライスジュレに関するPRにつきましては、これまで町内の親子を対象とした料理教室や成田空港で行われる「空市」イベントでの物販PRを初め、グルテンフリーのレシピコンテストなどを通してPRしてまいりました。このことにより、町内外に新たな食材での優位性をアピールすることで、ライスジュレの理解が深まったのではないかと考えております。

諸岡議員よりご提案がありました町の食生活改善推進協議会による「広報かわち」へのレシピ記事の掲載につきましては、今後、当協議会の中で協議し、掲載に向けて検討いただいております。

また、かわちフェスタでのPRにつきましても、ライステクノロジーかわち社にご協力をいただき、PRブースを出展するとともに、情報発信に努めていただきたいと考えております。

今後とも、さまざまな機会を捉えまして、ライスジュレのPRに努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野澤良治君） 6番諸岡周示君。

○6番（諸岡周示君） 次の質問をいたします。地域コミュニティーの活性化について、伝統文化や芸能の継承保存について質問いたします。

少子高齢化な社会になりまして、地域におけるコミュニケーションがだんだん薄れてきていると思います。その中で、例えば金江津地区の下座連とか盆踊り、または長竿地区のおみこしを担いだお祭り、そして源清田地区であわんどりなど、いろいろなものがだんだんと消えていきそうな感じがします。かわち学園でも「かわち学」の教本の中でもいろいろ勉強なされていると思いますが、今後、その継承、保存について町はどのように対応しようと思っているのか、教育委員会の局長に答弁をお願いしたいと思います。

○議長（野澤良治君） 寺崎教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（寺崎光則君） 諸岡議員の質問にお答えします。

以前は、各地域や地区で行われていた伝統行事やお祭りが、近年の少子高齢化や生活様式の変化などにより年々実施が困難になり、継承が難しくなっているとお聞きしております。

こういった伝統行事などの保存を支援する仕組みといたしましては、一つは、郷土学習資料「かわち学」を使用したかわち学園での学習活動があります。どこで、いつから、何のためにその行事が行われるようになったのか、それらを学ぶことで子供たちが昔ながらの行事に興味、関心を持てるようにしております。

また、隔週で土曜日に行っています寺子屋では、伝統芸能ではありませんが、粹人太鼓の体験を行っておりまして、今後、子供たちの粹人太鼓に対する興味や意欲が高まれば、かわちフェスタにおいて粹人太鼓会の皆さんと一緒に舞台上で演奏できるかを検討しております。これらの活動の中で、子供たちに下座連など伝統的な芸能や工芸を体験する機会をつくっていきたいと考えております。

次に、第5次河内町総合計画の中では、伝統、地域文化の保存というテーマを掲げ、地域の伝統行事を継承していくためのアクションプランとして、伝統行事のデジタルデータ化による保存を上げています。行事の由来や流れを正確に継承・保存する手段として有効なものだと考えておりますので、総合計画に基づき順次進めてまいります。

次に、伝統行事の継承・保存活動への直接的な支援についてご説明いたします。

伝統行事や伝統芸能を行う地域や団体の活動のうち、その継承・保存に要する費用について、河内町文化財保護条例の規定に基づき、無形文化財または無形民俗文化財として指定を受けることで、その費用の一部について補助を受けることが可能になっております。しかしながら、現在、河内町では無形の文化財を指定した事例はないのが現状でございます。伝統行事を未来へ継承するため、文化財の指定を受けてその保存に取り組むという形が出てきてもよいのではないかと思います。

また、経済課の所管ですが、今年度より、地域のコミュニケーションの維持と地域活性化を目的とした活動に対してふるさと事業支援補助金を交付し、金江津地区の盆踊りなど地域行事への支援を行っております。

教育委員会といたしましては、地域の伝統行事を継承するための取り組みを支援する仕組み、次世代を担う子供たちの育成を踏まえ、伝統行事や伝統芸能の継承・保存の推進を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野澤良治君） 6番諸岡周示君。

○6番（諸岡周示君） 地域コミュニティーが活性化になれば、防災対策の一環にもなるものではないかと考えます。私、ちょっと調べましたところ、平成10年から「広報かわち」の中で、「町の歴史あれこれ」と題しまして、毎月、町の歴史、文化財が詳しく連載、紹介されました。知っている人は知っていると思いますけれども、知らない人は全く知らないのかなという感じがしますが、雑賀町長、これご存じですかね。

そして、歴史ある建造物や石碑、たくさんこれが紹介されました。私、長竿地区なのでちょっと調べたのですが、私どものある稲荷神社、創立は16世紀の末だそうです。何と初

代の宮司は雑賀光香という人だそうで、先祖は和歌山の雑賀郡で、神社の入り口に石碑があるのですが、そこで紹介されているというようなことも、この歴史のあれこれに載っていました。

高齢化が進む中で、貴重な歴史の財産をこのままで本当によいのかということを感じます。かわち学園での歴史の勉強も本当に必要ですけれども、保存方法をもう少し町でも検討をお願いできないかと思います。初代の宮司は雑賀さんということで、町長といわれがあるかもしれませんが、町長、答弁をお願いします。

○議長（野澤良治君） 雑賀町長。

○町長（雑賀正光君） 今、諸岡議員おっしゃったように、形あるものは必ず消滅するかもしれませんが、それをしっかりと計画しながら守っていくということをするれば、これは後世に伝えることができると思います。ですから、私もお稲荷様で昔遊んだことがありますけれども、そういうものが実態として今までどうやってそれを改修してきたのかということも含めて、それをどうしたら逆に町が、行政が手を加えて、地域にあるそういう、長竿だけじゃなくて河内町の中にあるいろんなものを行政としてバックアップして残すにはどういう方法ができるのかということ、ちょっと調べてみたいなど今感じました。

そういう意味で、せっかく昔の我々の大先輩方が築き上げたものを、ほったらかしにしていつの間にかなくなってしまうということは何としても防がなきゃいけないと思いますので、そのあたりを検討してまいります。

○議長（野澤良治君） 6番諸岡周示君。

○6番（諸岡周示君） 町長、本当にありがとうございました。以上で質問を終わりますが、これから、町長初め、職員の皆さんにおかれましても、町発展のために行政サービスをもっともっとうご努力をお願いしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（野澤良治君） ここで暫時休憩いたします。

5分間の休憩とします。

午前11時05分休憩

午前11時10分開議

○議長（野澤良治君） 再開いたします。

次に、宮本秀樹君、登壇願います。

〔12番宮本秀樹君登壇〕

○12番（宮本秀樹君） おはようございます。12番宮本でございます。雑賀町長初め、執行部の皆さんにおかれましては、日ごろより町発展のためにご尽力されていることに対し、敬意と感謝を申し上げます。

昨日の台風15号によりまして、河内町の住居等におかれまして甚大な被害が発生いたし

ました。被害を受けましたご家庭に対し、お見舞いを申し上げます。

さて、かわち学園が設立されてから、早いもので、中学校が2年半、小学校は1年半が過ぎようとしています。小中一貫校として充実した学校運営がなされていると思います。河内町においても少子高齢化が進み、子供たちの人数も減少しているのも現状です。いち早く一貫校が開校され、スタートされたことは、子供たちにとって大変よかったと思います。

そこで、一貫校でどのように学力強化や学習がなされているのかお聞きしたいと思います。教育長、お願いいたします。

次に、空き家対策についてお尋ねいたします。

年々、人口が減ってきています。それに伴い空き家の数もふえています。今後の対策等を都市整備課長にお聞きいたします。

詳細については自席にて質問いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（野澤良治君） 12番宮本秀樹君。

○12番（宮本秀樹君） 最初に、教育長にお尋ねいたします。

新学習指導要領によりますと、小学校での英語教育が教科化されていると思いますが、世界に通用する英語が身につくように、単語や文法を学ぶだけでなく、相手とコミュニケーションがとれるような教育、すなわち英会話ができるような英語教育が大事だと思います。どのような取り組みをしているのかお聞きします。

一貫校がスタートする以前に、かわち学園の児童生徒たちが卒業するころには誰もが英会話ができるような教育をしたいと話をしていたと思います。お考えをお聞きします。一貫校での教育についてもお願いいたします。教育長、お願いします。

○議長（野澤良治君） 大野教育長。

○教育長（大野 繁君） 宮本秀樹議員のご質問にお答え申し上げます。

まず、英語教育についてですが、国では、来年度から小学校5・6年生教科化がスタートいたします。県といたしましては、それより1年前倒し、本年度から英語教科化がスタートしていきまして、町としましては昨年度から完全実施いたしました。国よりも2年前倒しで実施に踏み切りました。

その理由ですが、義務教育学校9年間で英語教育活動を充実させるということがありますが、まずは、前期課程、小学生の英語指導は学級担任が行うというのが基本です。学級担任が果たして英語の指導が可能なかどうかというのが私たち一番懸念する部分で、いち早く取り入れることによって学級担任の資質を向上させておきたいと考え、2年前倒しの完全実施を進めました。

小学校の先生方は8教科、中学校は9教科、英語を除いた教科8教科の指導がかなうということで小学校の免許状が交付されるわけですが、英語については何ら今までうたわれておりません。それが教科化されるということになりますと、小学校の先生方にとっては

大変な事態ですので、2年間で指導力を高める方策としまして、一つは、英語の指導の中で、ALT（外国人の英語のアシスタントの先生）を小学校に5年前まで雇用していましたが、現在、中学校部、後期課程だけ雇用しております。前期課程はALTをやめまして、日本人の英語講師2人を雇用しました。現場の声を聞きましても、コミュニケーション、子供たちに指導する前に打ち合わせをするわけですが、そこがうまくいかない、もっと違った方法はないのかと考えました。日本人の英語の先生であれば担任ともコミュニケーションがとれるし、事前にどういう形で子供たちに接していくかも重々把握していただけるので、5年前から思い切って2人雇用させていただきました。

この2人は、元英語の教師、また英語の塾の先生という立場がありますので、力は十分あります。時数的にも、ALTですと、以前は週に何時間ということで約300万円のお金がかかったのですが、この日本人の講師2人を雇い、時数を倍にしましても、その半分程度の給与で済みます。効果が上がります。というようなことで、先生方の資質向上を目指して、JTEといいますが、そういう方を2名雇用して展開しております。

それと、英語教育を充実させるには、人的に構成が重要です。今のかわち学園には英語の免許状を持っている先生方が6名おります。校長、教頭も含めてですが、前期課程に3名、後期課程に3名です。これだけ人的にそろえている学校はほかにはないと思います。また、昨年からは県から英語専科の先生を配置いただいております。ただ、これは定数外で加配の形ですので、いつまで続くかわかりませんが、昨年度と今年度はそういう形の先生が前期課程の英語の中心になり、リーダーとなって、その先生と学級担任とJTE、高学年ではALTも時折加わり4人体制ということで、人的にもカバーしながら充実を図ってきています。

その成果としましては、児童が英語に興味・関心をさらに深めてくれているということ、それから学級担任の指導力が着実に向上しています。さらに、先ほど申しました英語の専任教諭ですが、前期課程の英語の中心の先生ですから、自己研さんを積みながら指導力を高めながら、学級担任を中心にリードしてくれているということがあげられます。

関連ですけれども、5年前から英語検定料の補助を町でいただけてきました。受検する生徒、それから上級合格者も着実にふえております。今年度から、その補助の額を級によって金額を変えました。2,400円から、1級になりますと8,000円ぐらにかかるので、1級となると中学生では不可能に近いですが、時によっては2級受検者も出ております。2級合格した生徒が今までに2人おります。そういうこともあって、ことしから級によって補助額を1,000円、2,000円、3,000円ということで増額させていただきました。大もとの予算は変えておりません。同じ予算で対応できると判断いたしまして、補助を増額させていただいています。

数的に簡単に申しますと、文部科学省は中学校卒業程度3級取得を示しているのですが、町の状況ですと、3級以上合格者が、平成28、29、30年度を振り返ってみますと、23

名、28名、35名と増加しています。ただ、生徒数、児童数は減っている中での増加ですから、それだけ力がついているということもここで判断できると思います。

それから、お世話になっています海外英語研修につきましても、毎年18名前後で研修に参加していただいているのですが、昨年度、生徒がプレゼンテーションしながら自己紹介などを英語で述べるわけですけれども、初めて子供たちそれぞれのプレゼンがハワイの生徒たちに理解できたということでした。今までは英語で言っているような感じだけで、中身がわからないような発音だったということだと思います。

英語教育に関しましては、全員ができれば9年生を卒業するときには3級程度の力をつけてくれればありがたいのですが、やはり目標は5割が上限とっております。また、校舎内の環境もこれから整えるという意味で、この後計画いたしますが、校舎内の表示も全て日本語で図書室とか表示していますが、その下に可能であれば同時に英語で表現をしたり、環境もさらに英語で整えていきたいと考えております。

今後の課題としましては、県派遣の英語の専任、これは加配という特別枠で来ておりますので、続けて配置いただけるのかどうか、これが一つの課題です。それから、いよいよ学級担任が間もなく中心になって授業を展開する時が来ますので、さらなる学級担任の英語力の向上、それと日本人の英語の先生、JTEについては、今のところ確保できておりますが、都合で勤務できないということが発生することも懸念されますので、そういう人材を前もって探しておく、この三つが大きな課題であると考えております。

以上です。

○議長（野澤良治君） 12番宮本秀樹君。

○12番（宮本秀樹君） 答弁ありがとうございます。河内の一貫校に入学しまして卒業するまでの間に、誰もが英会話ができるような教育が一番いいと思いますが、非常に難しいという話もございました。できるだけ河内で英語教育が受けられればいいのかと思います。そのために、隣接の地区からもかわち学園に行きたいというような要望がどんどん出てくるような教育をしていただければと考えております。よろしく願いいたします。

次に、二つ目、一貫校での学力強化がどのようにされているのかお聞きします。そして、全国レベル、県レベルの成果は、そしてかわち学園の子供たちの学力数値はどうなっているのかお聞きします。よろしく願いします。

○議長（野澤良治君） 大野教育長。

○教育長（大野 繁君） 学力強化を図る意味で、幾つか柱を立てて実施しております。一つとして、教科担任制を実施しております。教科担任制は、ご存じのように、中学校、後期課程の専門的教科の免許を持った先生が、前期課程、小学校に乗り入れて授業をするという形です。昨年度から実施しておりますが、今年度は、前期課程の授業に6年生の理科、社会、体育、4年生の音楽、3年生の図工で行っております。学年は違いますが、これら5教科に後期課程の先生方が乗り入れて専門性の高い授業を実施していただい

ています。

そのとき学級担任はどうしているのかということがありますが、学級担任は、そういう専門性のある先生の指導を見ながら、例えば理科ですと実験的なものとか、参加することで担任も学べるものがあります。音楽にしても、楽器の扱いとか、そういう専門性のある指導の扱いで自己研さんできます。絵でもそうです。失礼ですが、専門家でない先生より、絵の素養のある専門家が指導することによって指導のポイントが違いますので、そういう研修も含めて、学級担任もその授業に参加するという形での教科担任制を実施しております。

それから、先ほども話した英語教育・英語活動についても複数で指導に当たっています。さらに、町雇用の学習支援員の方が4名います。この方たちは学力または授業におくれがちな子供たちを中心に支援しています。かなり前からこの制度をとっておりますが、今年も雇用し、応援いただいております。

さらに昨年度から、算数科の授業力ブラッシュアップ研究会という県の指定を受けまして、今年度発表になるわけですけれども、前期課程の算数科の指導を充実させる目的で研究を進めております。

県の学力診断とか全国学力調査等の結果ですが、教科的には県または国の平均値を微妙に上回っている教科もありますが、平均しますと大体3点前後のマイナス、県の平均が例えば65点だとすると、かわち学園の子供たちの平均が62点であるとか、そういう実態です。それらの中で、数学の学力に課題がありますので、数学科の指導力が悪いということではありませんけれども、数学の力がいまいちのところがございますので、先ほどのブラッシュアップ、算数、まず小学校、小さいうちから力をつけようということでそれを取り組んでいます。今年度さらに数学の力をつけるためには、昨年まで教育委員会の室長には英語専門の本橋和久室長に勤務していただきましたけれども、英語について一つの流れができましたので、今年度からは数学専門の長谷川裕一室長に勤務いただいて、算数・数学だけではないですけれども、特に弱点強化に努めています。

さらに、学校側でも努力していきまして、全学年で「学習の手引き」を配付しています。保護者向けの手引きを数年前から発行しています。学力を上げる、学習習慣をつけるということになりますと、学校だけでなく家庭の協力もいただかなければなりませんので、そういう形でこの手引きを有効活用いただければ、さらに子供たちの力も定着すると思います。徐々に、県の学診や全国調査結果の平均点からしても上向きになっていると申し上げます。

以上です。

○議長（野澤良治君） 12番宮本秀樹君。

○12番（宮本秀樹君） 説明ありがとうございました。一貫校になる前と比べて学力向上しているのかと思いますけれども、若干向上しているという話でございますので、それ

につけ加えてお話があればお願いしたいと思います。

まだ一貫校になりまして1年半しかたっておりませんので、徐々に学習効果は出ているのかと思いますが、引き続きこの河内の一貫校の学力向上、そして学習効果があらわれるようによろしく願い申し上げます。

今の質問の内容で答弁があればお願いします。

○議長（野澤良治君） 大野教育長。

○教育長（大野 繁君） 子供たちの力をつけるということになりますと、やはり人的に先生方の研修力とか資質の問題が大きいかと思います。これは定期の人事異動等で着実に、しっかり頑張れる、努力できる先生方が町に来ていただくような、そういう形で人事異動を実施しています。

それと、町の特徴かと思いますが、子供たちは素直で、やる気を出せば幾らでも伸びる子供たちです。ですから、子供たちにどんなふうにしてやる気を喚起していくか。あと最終的には、先ほども申しましたが、家庭の教育力、これが低下しているとは言いませんけれども、仕事の関係やいろいろな事情で子供さんと接する時間が少ない家庭が多くなってきているのは間違いありません。その辺も含めて家庭の教育力をどう維持し、上げていくか。そういう部分でも、家庭教育学級などがありますので、努力をしてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（野澤良治君） 12番宮本秀樹君。

○12番（宮本秀樹君） 高校受験の成果がどのようにあらわれているのか、そして近郊校の合格者はどうなっているのかお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（野澤良治君） 大野教育長。

○教育長（大野 繁君） 高校受験関係、進学関係ですが、高校受験の成果といいますと、これは難しい部分がありまして、高校を選択するときどういう目的でその高校を選ぶか、これは個人差がございます。学習的な部分でさらに知識を高めたい、中にはスポーツで特徴のある学校を選びたい、自分の将来に生かすためにこういう科のある高校を選びたいということで千差万別でして、個人の選択になります。

ただ、ここで申し上げられることは、中学校を統合して2年半となりますので、その間に2回ほど高校受験がありました。ご存じのように、千葉県、茨城県それぞれに進学する子供たちがいます。当然、私立もあります。数字的に語弊のないように、点数でだけ報告することは難しい部分がありますので、学力点でこれぐらいの点数がないと合格できないのかなという学力点の高い高校、名前は言えませんが、そういう高校が千葉県、茨城県、公立、私立と合わせて大体8校くらいあります。そのような高校への進学者数だけ述べてさせていただきます。

平成28、29、30年度と、分母で卒業生数、分子にそういう高校に進学した卒業生の人数

を述べます。平成28年度が83分の9、平成29年度が68分の11、平成30年度が67分の15、このように点数的にちょっと難しいところに挑戦をして合格した卒業生がおります。

それとあわせて、3年間で茨城県と千葉県へ進学した子供たちのパーセントだけお知らせいたします。平成28年度が茨城県内73%、千葉県27%、平成29年は75%、25%、昨年度は82%、18%、このように少し変化が出てきている状況もございます。これらの中には、先ほど申しましたように、2年前に柔道で県のチャンピオンになった女子は、兵庫県内の高校に進学しました。やはり柔道をきわめたいという目標です。それから、陸上100メートルで優勝した女子は東洋大牛久高校、この高校は陸上が盛んです。卓球でさらに運動をやりたいという子は、明秀日立まで通っています。

高校の進学については、その子の目的によっても相当違いますので、点数だけでは追えないものもございます。

以上です。

○議長（野澤良治君） 12番宮本秀樹君。

○12番（宮本秀樹君） 最後に、子供たちの減少により部活動はどうなっているのか、状況についてお話を聞かせてください。お願いします。

○議長（野澤良治君） 大野教育長。

○教育長（大野 繁君） 部活動につきましてお話しさせていただきます。

現状としましては、生徒数の減少かなりありまして、存続が難しい部活が発生していることは間違いありません。例としましては、昨年度、野球部の部員はゼロでしたので休部状態としました。廃部にはしません。廃部にすると新たにつくるということになりますので、休部状態とし、今年度、3人入部しましたので再開しています。ただ、3人で何の練習するのでしょうか。顧問を2人つけましたが、5人で何の練習にもなりません。ただ、一生懸命やっています。練習試合はできない、ふだんの練習も支障がある、大会にも出られない。ただ、この大会面では、よその学校にまぜていただいて参加できるようになりました。相手の学校が、例えば野球ですと最低9人いればいいんでしょうけれども、そこにチームができていてもそこにまぜて参加するということが認められるようになりましたので、かわち学園の野球部は、朝日中との合同チームで参加しているのが現状です。

そのようなこともありまして、部活動につきましては、最低3年間継続してやれるものを生徒が選択してまいります。ですから、こっちの部が少ないから、またはあの部員がたくさんいるので動いてくれないかみたいな選択、そういう強制的なものはできませんので、やはり自己選択でいきますので、バランスが相当崩れることがあります。

現在、男子は、サッカー、バスケ、テニス、卓球、柔道、野球の6部、女子は、バスケ、バレー、テニス、柔道、卓球、吹奏楽、吹奏楽については男子も入部できますが、それぞれ6つの部があります。やはりどの部でも、個人戦と団体戦のある種目はよろしいのですが、団体戦だけであると参加できない部がそのうち近いうちに発生しそうな感じです。

例えば柔道部、これは個人、団体あります。ことし女子は2人ですから団体戦に出ると3人必要ですので、1人は相手に勝ちをあげます。2人で戦うわけですが、2人勝たないともう負けですよ。そういうハンデをつけながらの試合に臨んでいる部もあります。

卓球の女子にしましても、個人ではシングルス優勝とかしているのですが、団体戦を組めるメンバーがいません。ですから、個人では県南に行けるんですが、団体では試合にも参加できないという状況が発生しています。

そこで、これをどう是正したらいいのかということになりますが、今後、児童生徒数の推移を見ましても、そんなにふえるということは考えられませんので、学校側、またPTA、保護者等とも十分話し合いを持たなきゃいけないと思います。最終的には部の数を制限するしかないと考えています。ふだんの活動ができない、体力を向上させたり、人間関係をつくっていくという大きな目的がある運動部活動の活動が、本当に少人数で、コミュニケーションも図れないような状況で存続させていいものかどうかを十分に検討してまいりたいと思います。

ただ、ありがたいことに、ここ数年来、バスケットボールの男女、バレーの女子、卓球男女、柔道部、これらが県南大会等々の常連校として出場し活躍しています。

そういう実情ですが、これまでのそれぞれの金江津中学校、河内中学校等々も含めまして、こういうスポーツの記録につきましては県大会以上の結果しか載せてございませんが、「かわち学」の108ページから110ページ、3ページにわたりまして記録を載せてあります。過去の栄光になりますけれども、ご参考にしていただければありがたいと思います。

以上です。

○議長（野澤良治君） 12番宮本秀樹君。

○12番（宮本秀樹君） ありがとうございます。開校して1年半という間ですけれども、本当に短い間でいろいろな面でご苦労されているというのがつくづくわかりました。今後とも学力向上、そして子供たちのためにご努力をお願いします。

次に、私のほうから2番目の空き家対策についてお尋ねいたします。

以前にも質問いたしましたが、空き家条例等がまだ進んでいません。他市町村では、空き家条例だったり、対策等がなされていると聞いています。河内町においては、まだ実施されていないのが現状です。今までの対策等をお聞きします。空き家についてもお答えください。仲代都市整備課長、お願いします。

○議長（野澤良治君） 仲代都市整備課長。

○都市整備課長（仲代直人君） 宮本議員のご質問にお答えします。

空き家対策については、解決が非常に難しく、効果的な対策がないのが現状です。また、個人の財産でありますので、所有者等が自身の責任において適正に管理していただくのが本来でございます。

それでは、当町の空き家対策の経過についてご報告申し上げます。町では、以前、空き

家対策条例を制定し、対応するとお答えしておりましたが、上位法である空き家等対策の推進に関する特別措置法で対応しております。その特別措置法の中で市町村の役割が明記されており、その法律に基づき対応することがわかりましたので、条例につきましては、大変申しわけございませんでした。

町の空き家対策の対応といたしましては、苦情のあった空き家の所有者、管理者に対し、空き家等対策の推進に関する特別措置法第12条により、処分を促す情報提供、助言等を行っております。また、河内町の空き家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針となる河内町空き家等対策計画を、同法4条に基づき、昨年度末平成31年3月に制定いたしました。

さらに、特定空き家該当審査などを行う河内町空き家等対策協議会設置要綱を策定し、同協議会における委員の選定について現在行っているところです。委員につきましては、法務、不動産、建築関係等による学識経験者、その他幅広く委員を検討しております。

なお、町議会議員の皆様の中からも選任を検討しておりますので、その際はよろしくご協力くださいますようお願い申し上げます。

委員について早急に選任いたしまして、今年度中に河内町空き家等対策協議会を発足したいと考えております。今後とも、関係機関、その他関係団体と協力し、空き家対策について取り組んでまいります。

空き地につきましても、やはり個人の財産となっておりますので、草木等が繁茂して荒れている場合には、環境や防災上の観点から、都市整備課及び総務課で早急に処分、撤去するよう通知するなどして対応しているところです。

以上です。

○議長（野澤良治君） 12番宮本秀樹君。

○12番（宮本秀樹君） この問題については、以前にも私と星野議員、篠原議員からも質疑等があったと思います。なかなか今まで解決していない問題、難しいという話でございますけれども、早急にお願ひしたいと思ひます。

次に、河内町空き家対策協議会、また特別措置法という言葉が出ておりますので、この特別措置法はいつから実施していくのか、どのように進めていくのかお聞きいたします。

○議長（野澤良治君） 仲代都市整備課長。

○都市整備課長（仲代直人君） ご質問にお答えします。

「空家等対策の推進に関する特別措置法」についてのご質問ですが、この法律は、適切な管理が行われていない空き家等が、防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることに鑑み、地域住民の生命、身体または財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図り、あわせて空き家等の活用を促進するため、空き家等に関する施策に関し、国による基本指針の策定、市町村による空き家等対策計画の作成、その他空き家等に関する施策を推進するために必要な事項を定めることにより、空き家等に関する

施策を総合的かつ計画的に推進し、もって公共の福祉の増進と地域の振興に寄与することを目的としております。

こうした中、同法7条により、市町村は、空き家対策計画の策定及び変更並びに実施に関する協議を行うための協議会を組織することができるということになっております。先ほども答弁いたしました、早急にこの河内町空き家等対策協議会を設置したいと考えております。

その協議会が行う内容につきましては、空き家等対策計画に関する事務及び空き家等が特定空き家等に該当するか否かの判断基準及び措置に関する事務を行う諮問機関であります。

なお、特定空き家等とは、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態または著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態、その他周辺の生活環境の保全を図るため放置することが不適切である状態と認められる空き家を指しております。

その空き家の処分についての流れを申し上げますと、協議会において特定空き家に該当するかを協議し、認定されたものについて町へ答申、町において特定空き家として認定されたものについてどのように処分するか検討するという流れになっております。その後、河内町空き家等対策計画をもとに、助言、指導、勧告、命令と段階的に通知し、この命令に応じない場合に行政代執行等となります。行政代執行となりますと最終的な手段となりますので、空き家処分については、協議会の委員の皆様の意見を伺いながら、慎重に対応してまいりたいと考えております。

「空家等対策の推進に関する特別措置法」の町の対応につきましては、以上となります。

○議長（野澤良治君） 12番宮本秀樹君。

○12番（宮本秀樹君） 空き家等の対策協議会ですけれども、先ほど年内中には発足したいということがございます。新しい条例であっても、いち早く進めていかなければならないと思います。困っている住民がたくさんいるのが現状でございますので、早急に進めなければならぬと思います。この問題、河内町は農村部が多いので、隣の家の樹木とか古い建物がどんどんあるような気もします。人口もかなり減少しております、空き家がふえるのが現状だと思いますので、これについて早急に進めていただけるよう私からお願いしまして、本日の一般質問にかえさせていただきます。終わりにします。

○議長（野澤良治君） ここで休憩いたします。

再開時刻は午後1時といたします。

午前 11時53分休憩

午後 1時00分開議

○議長（野澤良治君） 再開いたします。

高橋 稔君、登壇願います。

〔3番高橋 稔君登壇〕

○3番（高橋 稔君） 皆さんこんにちは。3番高橋 稔でございます。昼食後、睡魔の襲ってくる時間帯ではございますが、議員の皆様方には少々我慢いただき、お時間を頂戴したいと思います。

さて、今月9日午前5時ごろ強い台風15号が千葉市付近に上陸し、記録的な暴風雨により、河内町でも建物や農作物に甚大な被害が発生しました。また、長時間にわたる停電により、日常生活に支障を来した家庭も多くあり、改めて自然の猛威に驚かされるとともに、いっどこで起こってもおかしくない自然災害に対する防災体制に万全を期することが必要であると痛感した次第でございます。

それでは、通告に従いまして一般質問をいたします。

今回は、2項目の質問をさせていただきます。

1項目めは、医療・福祉サービスの充実についてであります。

2025年には団塊の世代が後期高齢者に達しますが、河内町において歯科以外の医療機関がないことは、高齢者にとって不安材料の一つであります。また、交通インフラも整備されていないため、病院へ行くための交通手段を確保するにも努力が必要な状況です。

医療が不可欠となる高齢者が増加し続ける状況の中で、身近で安心して医療が受けられる医療提供体制の確保及び交通弱者に対する支援の充実が必要です。

そこで、医療機関を河内町へ誘致する取り組みや交通弱者を救済するための対策についてお伺いします。

2項目めは、水質浄化の取り組みについてであります。

河内町を流れる新利根川は、汚濁物質が蓄積され、水質汚濁が進行しております。加えて、特定外来生物が繁茂しており、景観の悪化、悪臭の発生等の問題を生じさせております。これらの駆除や河川の清掃等に各種団体が活動を行っておりますが、なかなか水質浄化が進まない現状であります。

河内町の生活用水のほとんどを賄う水資源である霞ヶ浦の水質浄化を図る上でも、新利根川の自然環境を良好な状態にして、きれいな水を霞ヶ浦へ流入させることが肝要であります。河川の水質浄化には、家庭から出る生活雑排水への対策も必要不可欠であります。

そこで、下水道の加入促進、合併浄化槽の普及促進の取り組みについてお伺いいたします。

詳細については自席にて質問しますので、よろしくお願いたします。

○議長（野澤良治君） 3番高橋 稔君。

○3番（高橋 稔君） 1項目めの医療サービスの充実についてお伺いします。

まず初めに、安心して医療提供が受けられる体制づくりについてであります。

河内町では、高齢化が著しく加速しております。人生100年時代という言葉があります

が、高齢化が進展するにつれ、多様な疾病を抱えるリスクが高くなり、高齢化に伴う地域医療は重要な課題であります。心豊かに100歳まで人生を続けるためには、医療提供体制の充実が必要不可欠であると考えます。

しかし、町内には医療機関がなく、住民にとって不安材料の一つとなっており、住民が安心して暮らせる住みよいまちづくりを推進していくためには、身近で安心して医療が受けられる体制を構築することが重要と考えます。

そこで、町内における医療機関の誘致等について、どのような対策を講じていく考えであるのかお伺いいたします。

○議長（野澤良治君） 石山町民課長。

○町民課長（石山茂樹君） 高橋議員の質問にお答えいたします。

現在、人口減少や少子高齢化の中、医師不足を初め、医師、診療科の地域偏在による医療の地域格差が全国的に問題となっております。

もともと町内にも、生板、源清田、長竿、金江津それぞれ各地区に歯科以外の医療機関があり、当時は地元の町民の方も多く利用しておりましたが、医師の高齢化や急速な人口減少が、閉院につながる大きな理由の一つであったと推測されます。こういった現状での医療機関の誘致となりますと、さまざまな課題も多いと考えられます。

ここ近年、龍ヶ崎済生会病院のような総合病院や、稲敷市新利根地区に医療機関がふえ送迎サービスもある医院もあることから、町民の方の利用も増加し、かかっている医療機関も住んでいる地域や生活圏もさまざま、町民の方が自由に医療機関を選択できる環境になり、河内町を取り巻く医療環境は大きく変化しました。

町としましても、昨年6月よりコミュニティバスの龍ヶ崎済生会病院への乗り入れや有償福祉サービス、高齢者タクシー助成事業など、近隣の医療機関への医療支援に取り組んでおります。救急医療についても、救急車で龍ヶ崎済生会病院、東京医科大茨城医療センター、成田日赤病院、北総栄病院、成田富里徳州会病院は河内町から約30分圏内、JA取手総合医療センターは約40分圏内であり、ドクターヘリの要請など消防署や関係医療機関とも協力しながら連携を図り、町民の安全を担保しております。

以上でございます。

○議長（野澤良治君） 3番高橋 稔君。

○3番（高橋 稔君） 現在、病院数や医師の人数不足など、医療を取り巻く環境が深刻な社会問題となっております。この問題に加え、2025年には団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となり、医療が必要となる高齢者が劇的にふえていく状況となるわけです。

河内町には医療機関がないため、町民の方は医療行為を受けるには近隣の医療機関を利用しなければなりません。近隣市町に比べ公共交通機関の運行が著しく低下している河内町では、高齢者が医療機関に行くための交通手段を確保することは容易なことではありません。2025年問題が間近に迫っている中、特に河内町においては、医療における環境の整

備を最優先課題と捉え、行動していかなければならないと思います。

これらのことを踏まえ、以前にも一般質問の中で同様の提案をさせていただいておりますが、河内町に診療所の設置が必要であると考えます。町の見解をお伺いいたします。

○議長（野澤良治君） 石山町民課長。

○町民課長（石山茂樹君） ご質問にお答えいたします。

今後も高齢化が進み、運転免許もなく、家族もおらず、医療機関にかかれない方の増加を考えると、町内に医療機関はあったほうが望ましいですが、医療機関の設置となりますと、医師の確保を初め、医療等スタッフの person 費、施設の整備等にかかわる多額な経費も必要となり、今後の急激な人口減少、町民の生活圏の違い、採算性、継続性等、このような多くの医療機関が抱えるさまざまな課題や町民の医療機関が閉院になった経緯を鑑みると、現状では難しいと考えております。

現在、茨城県でも第7次茨城県保健医療計画に沿って医師確保対策を進め、地域偏在、診療科偏在等の解消に取り組んでおりますので、今後につきましても、県の支援策等の動向や医療環境の変化に注視しながら、引き続き町民の安心・安全のために、県や関係医療機関と連携を図りながら医療の確保、健康維持に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（野澤良治君） 3番高橋 稔君。

○3番（高橋 稔君） 診療所の新設となるとたやすいことではないということは、重々承知しております。しかし、高齢者が劇的に増加する時期において、何らかのアクションを起こさなければ、河内町における医療サービスの進展は望めません。町民が身近で安心して医療が受けられる医療体制の構築に、関係機関へ継続的かつ積極的な働きかけにより成果に結びつけていただくことを期待します。

次に、福祉サービスについてであります。

昨年度、金江津地区を対象に高齢者タクシーの実証実験として、自動車の免許証がない高齢者に対し、タクシーを利用する場合には助成を行う取り組みが行われておりました。その取り組みは、今年度から河内町全域を対象として実施されております。この施策は、公共交通機関の少ない河内町に暮らす高齢者にとって、非常に有意義な施策であります。

しかし、対象の方でありながら、この制度を知らない方が多いという話を聞きました。先日、金江津タクシーの方も、お客さんがこの制度を知らなかったのも、その足でつつみ会館にお連れし、手続をとり、制度を利用していただいたという話をされておりました。

私は、このようなすばらしい取り組みを多くの町民の方に知っていただくとともに、いわゆる交通弱者と言われる全ての方々への支援をより充実させるべきと考えます。

そこで、高齢者タクシーの実証実験をどのような方法で町民の方に周知を行っているのか。また、令和元年第2回の定例議会の中で、諸岡議員の交通弱者の支援についての質問に対し、協議会委員会を立ち上げると町長が答弁しておりますが、協議会等は設置された

のか。設置されているのであれば、メンバー構成、開催頻度についてお伺いいたします。

続きまして、施策の内容についてであります。

まず、対象についてですが、70歳以上で自動車運転免許証がない方、何らかの理由で自動車を利用できない方とありますが、なぜ70歳以上に限定したのか。何らかの理由で自動車を利用できない方とは、具体的にどのような方を想定しているのか。

次に、利用期間が土日、祝祭日を除く月曜日から金曜日までの午前8時から午後5時までとした理由。また、助成金額を730円と決定した根拠。さらには、利用者からアンケートを実施しているがどのような意見、要望があるのか。そして、その意見、要望等についてどう分析しているのかをお伺いいたします。

○議長（野澤良治君） 吉田福祉課長。

○福祉課長（吉田茂久君） 高橋議員のご質問にお答えいたします。

河内町高齢者タクシー実証実験の目的といたしまして、河内町に居住する高齢者が、通院、買い物など日常生活における移動手段としてタクシーを利用する場合において、タクシー料金の一部を助成することにより、経済的負担の軽減と福祉の向上を図ることを目的とする事業の導入前に、利用率と需要調査を目的として期間を定めて行う事業であります。

高齢者タクシーの今年度の周知方法ですが、前年度登録していただいた方には、3月に直接郵送にてお知らせし、「広報かわち」3月号に掲載して各戸配布をしたほか、回覧にて7月に周知しておりますが、まだ周知が足りないとの実情をお知らせいただきましたので、今後は、対象者を絞り、直接郵送や福祉課のデータや訪問宅での要望などをお聞きして、タクシー利用につなげていきたいと思っております。

前回の定例会で答弁いたしました交通弱者対策協議会の立ち上げでございますが、7月に一度開催し、メンバーは副町長、議会議員3名、関係課長4名、担当者4名にて開催されました。

対象者を70歳以上とした理由ですが、当初どの程度の需要があるかわからない状態でしたので、タクシー事業者の通常営業に支障がないことを考慮し、金江津地区の70歳以上の人口おおむね1,000人を対象にスタートしました。昨年の登録者の平均年齢は81歳で、最も若い方は74歳であることから、妥当な年齢設定と考えております。

今後は、申請者の住居の場所や身体的な事情などをお聞きして、年齢制限に幅を持たせることも考えられます。

また、自動車を利用できない方の想定ですが、家族から車の運転をとめられている、運転に不安を感じている、長距離運転は自信がないなど、不安を感じている高齢者を想定いたしました。今後検討するに当たり、経済的に車を持っていない方、持病のため免許取得のできない方などが想定されます。

次に、利用時間と助成額ですが、利用時間は、通院、買い物支援を想定しましたので、日中とさせていただきます。助成額につきましては、コミュニティバスや近隣の公共交

通機関への乗り継ぎと近隣商業施設や病院への移動手段として考えており、長距離移動は想定しておりません。また、他市町村の助成状況、同様の制度とのバランスを考慮し、迎車代の730円といたしました。

実証実験初年度のアンケートの回答内容ですが、25名中16名の回答を得ました。主な質問ですが、「タクシーを利用しましたか」、「利用した」5名、「利用しない」11名。

「助成額は満足ですか」、「良い」1名、「普通」3名、「悪い」1名。「利用しなかった理由」、「送迎する人がいた」10人。アンケートからは、助成金額について、8割の方からおおむね妥当という認識をいただいております、申請したのにタクシーを使わなかった理由は、家族や友人等に送迎をお願いできたのでタクシーは使わなかったなど、把握することができました。

本年度もアンケートを実施し、本格運用に向けて参考にさせていただきます。

以上でございます。

○議長（野澤良治君） 3番高橋 稔君。

○3番（高橋 稔君） 交通機関がほぼ存在しない河内町に暮らす70歳以上の方で運転免許のない方は特にであります、交通手段に苦慮しています。それ以外にも、交通弱者と言われる方にとっては深刻な問題であります。運転免許証や自家用車を所有していない方、高齢者、子供、障害者、低所得者など、いわゆる交通弱者と言われる全員の方に対する福祉サービスを充実させることが肝要であります。

また、救急車を呼ぶほどでもないが体調を崩し病院に行きたい、あるいは急に外出する用事ができたなどの場合、現在の利用できる時間では不十分であると思われれます。

金江津タクシーの方に確認したところ、助成額の730円では、利用者の指定場所までお迎えに行く、いわゆる迎車の料金相当額であり、パンフレットに記載されている初乗り運賃には充当できないそうです。そして、利用者の最も多い行き先が角崎クリニックと成田日赤病院であるとのことでした。料金的には、おおよそ角崎クリニックで3,600円程度、成田日赤病院にあつては6,300円程度かかるようです。平均利用料金は3,500円前後であるとのことですが、往復タクシーを利用する場合は倍の料金が必要となります。高齢者等にとって、相当負担が大きくなります。このようなことから、現在の助成金額が適当であるか疑問を感じます。

さらには、申請方法ですが、移動手段に苦慮している方が利用対象であるにもかかわらず、申請場所まで出向くための交通手段を確保する努力が必要となってきます。そのため、この制度を利用したくても、申請に行くための交通手段が確保できず、断念している方もおられるとの話をお聞きしております。このように、現在の申請方法には非常に矛盾を感じております。

このようなことから、今後、高齢者を含む子供、障害者、低所得者などの全ての交通弱者と言われる方を対象とし、利用期間についても平日のみでなく、タクシー会社が営業し

ている日は利用可能とするとともに、もっと幅広い時間帯の利用が可能となるよう会社側に要請をしていただくことを望みます。

また、現在の助成金の730円に加え、平均利用料金に近い3,000円以上の運賃についてはプラス1,000円を助成することとし、申請については郵送での受け付けを可能とする。さらには、民生委員の方には大変ご苦勞をおかけすることとなってしまいますが、民生委員の方に手続をお願いできるという選択肢をふやすことも必要と思います。

これらのことを実施することにより、住民目線に立ったきめ細かなサービスの提供ができるものと考えております。今後本格実施に向け、以上のことについて町の見解をお伺いいたします。

○議長（野澤良治君） 吉田福祉課長。

○福祉課長（吉田茂久君） ご質問にお答えします。

タクシーの利用状況は、毎月の状況報告によって把握しております。利用料金が高額になる方もいらっしゃるのも事実でございますが、高齢者タクシーの趣旨といたしましては、近隣の病院や商業施設への移動を基本としており、遠方へ行く場合は公共交通機関への乗り継ぎ手段としてご利用いただくよう、交通ネットワークを補完する制度と想定しております。

先ほどの成田日赤病院へ通院いただく場合、病院までタクシーをお使いになっても制度上問題はないのですが、例えばつつみ会館から成田日赤病院へ安価に移動するのであれば、タクシーにて滑河駅へ400円程度で移動し、成田市コミュニティバスにて日赤病院へ200円で移動していただければ、往復1,200円程度で通院できることとなります。個人のお考えはあると思いますが、利用者にご提案はしていきたいと思っております。

高齢者タクシー申請につきましては、ご要望があれば申請と利用券の交付を郵送にて行っております。また、ご家族による代理申請も可能としていて、民生委員にも昨年度から制度を周知し、日ごろの民生委員活動に活用していただき、ご利用者と行政サービスのパイプ役として利用者紹介や代理申請などご協力いただいております。議会議員の皆様にも、制度の普及拡大にご協力いただければ幸いです。

ご利用いただける曜日、時間ですが、タクシー会社と協議の上、ご要望にお応えできればと思います。

助成金額につきましては、ご意見やご要望をお聞きしながら、また、介護認定を受けている方、障害をお持ちの方を対象に、関東運輸局茨城運輸支局の有償運送許可を得て実施しております福祉有償サービス料金を考慮しながら精査してまいります。

本格運用に向けて、ご指摘の対象者、利用時間、助成額、申請方法などご意見をいただいて、先ほどお答えしたとおり改善に対して想定されることを精査し、対象者がよりご利用しやすくなるよう協議してまいります。

以上でございます。

○議長（野澤良治君） 3番高橋 稔君。

○3番（高橋 稔君） 今、吉田福祉課長のお話にありましたけれども、病院に行く人は体調がすぐれない人であって、そのために病院に行くのであり、乗り継ぎなど大半の人は考えていないのではないのかなという思いもします。いろいろさまざまな規制等があり、制限を受ける部分についての改善は大変厳しいかと思いますが、申請方法については町での決定事項であり、改善は可能であると思われしますので、ぜひ利用者がサービスを受けやすい環境となるよう、前向きに検討していただきますことをお願いいたします。

2項目めの水質浄化の取り組みについてお伺いいたします。

まず初めに、湖沼、河川などの環境改善についてであります。河内町を流れる新利根川は、利根町から東流し、稲敷市で霞ヶ浦に流出している長さ約33キロメートルの一级河川であります。

霞ヶ浦導水事業の那珂川取水口建設差し止めを求めた住民訴訟控訴審は約9年間続きましたが、2018年4月27日東京高裁で那珂川漁協と国土交通省との間で和解が成立しました。霞ヶ浦導水事業は、那珂川から霞ヶ浦までの延長約43キロと霞ヶ浦と利根川をつなぐ約2.6キロの導水路からなり、両河川の水を行き来させ、渇水時に飲み水や工業用水を確保し、霞ヶ浦の水質浄化を図ることを目的としております。

この和解により試験通水が7月8日から開始されており、霞ヶ浦の水質は徐々に改善されてくることと思いますが、河内町を初めとする新利根川が流れる近隣の市、町及び土地改良区を含めた関係団体と連携をして、新利根川の水質浄化を行い、きれいな水を霞ヶ浦に流入させることが最も重要なことと考えます。

そこで、新利根川の水質浄化に関する協議会等は存在するのか。存在するのであれば、開催頻度、メンバー及びどのような協議を行っているのかをお伺いします。

河内町では、かわせみクラブというボランティアの団体が結成されております。この団体は、新利根川に生息する特性外来生物の駆除やごみ等を回収し、新利根川の環境を良好な状態にする活動を行っております。しかしながら、この特定外来生物は広範囲に生息しており、繁殖力も極めて旺盛であるため、駆除した矢先にまた繁殖しているといった状況にあります。かわせみクラブでは、定期的な活動を行っておりますが、先の見えない特定外来生物との戦いにメンバーの士気も低下し、次第に参加者が減少している状況です。

このように、地域住民の方がボランティア活動により積極的に新利根川の環境改善に取り組んでいることを、新利根川を管轄する茨城県にしっかり伝え、県としての対応策を講じていただくことが必要であります。

そこで、河内町として茨城県にどのような要望を上げ、どのように進んでいるのかをお伺いいたします。

○議長（野澤良治君） 仲代都市整備課長。

○都市整備課長（仲代直人君） 高橋議員のご質問にお答えします。

新利根川の水質浄化に関する協議会等が存在するのかなどのご質問ですが、昨年度より、新利根川を直接管理しています竜ヶ崎工事事務所において、茨城県、龍ヶ崎市、稲敷市、利根町、河内町による特定外来植物除去の連絡会議が開催されております。昨年度は2回開催されており、今年度も5月に1回目の会議が開催されました。その会議の中で互いに状況報告をしているところですが、その中で河内町の状況について報告しております。

内容については、ボランティア組織である新利根川を守るかわせみクラブが積極的に河川の清掃、特定外来植物の撤去を行っている状況について報告しております。町については、ボランティア活動で出たごみの収集、運搬、処分で協力している旨、その連絡会議の場で報告しているところです。しかしながら、それぞれの団体で、特定外来植物除去について温度差があるのが現状です。

このような中、茨城県に対し、かわせみクラブへボランティアの参加のお願いや特定外来植物の除去について依頼をしております。茨城県では、平成30年度に予算の範囲内において特定外来植物除去を行っていただいております。また、今年度も県において重機を用いて除去の予定がございます。

以上です。

○議長（野澤良治君） 3番高橋 稔君。

○3番（高橋 稔君） 河川の環境改善の取り組みには、河川の近隣にお住まいの方の意識を高めていくことも重要な課題の一つです。河川をきれいにしようと活動する団体がある一方で、川の岸に家庭ごみを投棄したり、燃やしたりする悪慣行が残っているとの話を聞いております。これでは、いつまでたっても河川の環境は改善されません。

河川の環境を整えていくため、町としてどのような対策を講じているのかをお伺いいたします。

○議長（野澤良治君） 仲代都市整備課長。

○都市整備課長（仲代直人君） 河内町における河川等の自然環境への取り組み状況についてご説明申し上げます。

新利根川は、ご存じのとおり霞ヶ浦に流入しており、その水源を活用し、水道水として私たちの飲み水になっております。その霞ヶ浦の水質浄化について、かわちフェスタ来場者に対し啓発品を配布し、水質浄化の意識向上に努めております。また、河内町全域で清掃大作戦を実施することにより、町の環境美化に努めております。

さらに、地域住民から不法投棄、野焼きなどで町へ連絡があった場合、当該現場へ職員が出向き注意、指導も行っております。

なお、「広報かわち」において、不法投棄、野焼きの禁止、清掃大作戦の開催について掲載し、広く周知しております。

以上でございます。

○議長（野澤良治君） 3番高橋 稔君。

○3番（高橋 稔君） 先ほども申し上げましたが、新利根川の特定外来生物の駆除やごみ等の回収は非常に過酷であり、人力による作業では限界があります。

松江市の有限会社大新という会社に、水辺の環境改善作業に適したクローラ式水陸両用水草刈り船「浮き丸」というのがあります。この機械は、水草の草取り、集草、ヘドロ揚げ等の作業が可能であり、新利根川の環境改善には救世主であると考えます。

そこで、近隣の市、町、関係団体及び県との協議において購入を含めた検討を提案してみたいかと思いますが、町の考えをお伺いいたします。

○議長（野澤良治君） 仲代都市整備課長。

○都市整備課長（仲代直人君） 高橋議員からの提案について、今後開催されます茨城県、龍ヶ崎市、稲敷市、利根町、河内町による特定外来植物除去の連絡会議において提案をしていきたいと思っております。また、結果につきましては機会を見て報告したいと思っております。

以上です。

○議長（野澤良治君） 3番高橋 稔君。

○3番（高橋 稔君） 新利根川をこのまま放置してしまうと、汚濁が進み、いつしか死の川になってしまう可能性があります。ぜひ連絡会議において前向きに検討していただけるよう、積極的な取り組みをお願いいたします。

次に、下水道、合併浄化槽の普及促進による水質浄化の取り組みについてであります。

生活用水の水源である霞ヶ浦の水質保全を進めていく上でも、下水道の接続は必要不可欠であります。茨城県では生活排水対策を加速する取り組みを行っており、4万円の排水設備工事費を補助しております。また、世帯要件によっては、最大で35万円の補助があります。河内町では、県の補助額にそれぞれ1万円をプラスし、5万円と36万円を補助していますが、これまでどのくらいの世帯がこの補助制度を利用して接続しているかお伺いします。

下水道の接続率向上は、健全経営をする上で極めて重要であり、町としても接続率向上に鋭意努力していただいております。しかし、高齢者世帯の増加等により、思うように成果が上がらず、苦慮していることは存じております。

しかし、未接続世帯には、環境衛生や水質浄化に対する意識の欠如からか接続をしていない世帯があるようです。また、積極的に推進する立場にありながら接続していない世帯もあるようですが、接続率向上に向け、これらの世帯に対し、今後どのような対応をしていくのかをお伺いいたします。

○議長（野澤良治君） 香取上下水道課長。

○上下水道課長（香取秀一君） 高橋議員のご質問にお答えします。

下水道の接続についてですが、平成30年度より県の上乗せ補助があり、町では最大36万円の接続補助事業を行っています。平成19年度より5万円の補助事業は行っておりました。平成19年度から平成29年度までの利用者は94名、平成30年度は8名となっております。下

水道の上乗せ事業は令和3年度末までとなっております。

毎年、接続推進はしておりますが、なかなか難しいところがあるのも事実でございます。やはり接続工事費や使用料等接続後もお金がかかる、また高齢者のためそこまで必要がないなどが、未接続の主な理由となっているのが現状でございます。

今、高橋議員からも環境衛生や水質浄化に対する意識の欠如という言葉がございましたが、生活雑排水を未処理で放流することは公共用水域の保全に対して大きな弊害が出ますし、水質汚濁の原因に直接影響を及ぼしてしまいます。

先日、利根浄化センター長より、合同の加入推進をお願いできないかとの相談もございました。このような合同推進も取り入れながら、水質保全を十分理解してもらえよう説明し、さらなる接続加入へ向けて今後も推進をしてまいります。

以上でございます。

○議長（野澤良治君） 3番高橋 稔君。

○3番（高橋 稔君） 排水設備工事費の補助対象期限は4年間であり、既に1年半が経過し、あと2年半で終了となります。未接続世帯の方に補助制度があるのを知らなかったと言われることのないよう、しっかりと周知活動を行うとともに、最大補助の対象となる世帯にはピンポイントの対応をお願いいたします。

加えて、率先垂範すべき立場にある方については、町民の方々に不信感を与えることのないように迅速かつ積極的な対応を望みます。

下水道が整備されていない地区では、合併処理浄化槽の普及推進が環境衛生面や水質浄化の促進に大きな効果を発揮するわけですが、なかなか進展が見られないのが現状です。

茨城県では、2018年度から4年間森林湖沼環境税の徴収期間を延長し、荒廃した森林の伐採や高度処理型浄化槽の設置促進など、自然環境保全のための取り組みを行っております。

この森林湖沼環境税を活用し、本年度から、合併処理浄化槽の設置に係る宅内配管工事費を上限30万円補助する取り組みが行われております。河内町もこの補助対象地域に指定されておりますが、現在この補助制度を導入しておりません。

そこで、この制度には利用期間があるのか。また、活用するためにはどのような手続が必要なのか。さらには、本年度なぜ導入に至らなかったのかをお伺いいたします。

○議長（野澤良治君） 香取上下水道課長。

○上下水道課長（香取秀一君） ご質問にお答えします。

浄化槽の接続補助金についてですが、昨年度年度末にこの接続補助の改正の内容が通達されました。この補助金を利用するには、龍ヶ崎地方衛生組合で作成しています循環型社会形成推進地域計画の中に接続補助要件を盛り込み、変更しなければならないと指導を受けました。この地域計画は、近隣の龍ヶ崎市、牛久市、取手市、稲敷市、阿見町、河内町、利根町、美浦村の4市3町1村で構成していますが、まだこの市町村での接続補助制度取

り入れは行われておりません。

組合の地域計画をすぐに変更することはできませんが、現在、組合へ地域計画の変更について協議、調整中でございます。地域計画書の変更ができ次第、町の要綱も変更し、来年度から接続補助制度が受けられるように準備しているところでございます。

以上でございます。

○議長（野澤良治君） 3番高橋 稔君。

○3番（高橋 稔君） 次年度の導入に向けた事前準備をしっかりと行い、下水道が整備されていない地域への積極的な周知、勸奨活動を実施していただきたいと思います。

そして水質浄化に向けた取り組みの一層の強化を図るため、引き続き下水道の接続率向上や合併処理浄化槽の普及促進に邁進していただくことをお願いいたしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（野澤良治君） 次に、星野初英君、登壇願います。

〔9番星野初英君登壇〕

○9番（星野初英君） 皆様こんにちは。9番星野初英です。今回、台風15号の被害に遭われた方々にお見舞い申し上げます。

通告に従いまして一般質問を行います。

今回は、2項目の質問をさせていただきます。

河内町公民館は、社会教育法にのっとり、国庫補助金である社会教育施設整備補助金をもとに設立され、社会教育法第20条には、その目的が次のように述べられています。公民館は、市町村、その他の一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、住民の教養の向上、健康増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とすると。また、社会教育法第23条には、公民館の運営方針が明記され、公民館は次の行為を行ってはならない。1、専ら営利を目的として事業を行い、特定の営利事務に公民館の名称を利用させ、その他営利事業を援助することとあります。この法律により、公民館は営利目的には使用できません。

現在、河内町公民館は、この社会教育法のもと健全なる運営がされ、社会教育法に記されているその目的を十分に果たしてしていると認識しております。多くの町民が公民館に足を運び、人の輪が広がることは大変望ましいことであり、今後もさらにその活動が活発に行われることを期待しております。

完成度の高い芸術作品や全国各地における郷土芸能などを町に呼ぶには、協力金や入場料など必要になるのは当然のことだと思います。

そこで、公民館の今後のあり方についてと、つつみ会館の運営及び利用における今後の方向性についてお伺いいたします。

詳細は自席にてお伺いいたしますので、担当課長さん、町長さんの前向きな答弁をよろしくお伺いいたします。

○議長（野澤良治君） 9番星野初英君。

○9番（星野初英君） 初めに、公民館の今後のあり方についての質問ですが、町民の皆様にも広く親しまれている公民館は、地域コミュニティー及び社会教育活動の中心拠点として役割を果たし、町の文化芸術の発展、さらに町民相互の親睦が図られている大変に有効な公共施設であります。この公民館の利用方法について、町民の皆様から、以前よりご意見、ご要望、質問が届けられています。中でも、多く寄せられているのは、使用の制限に対する質問です。

例えば演劇、コンサート等の有料イベントを行うことはできないのでしょうか。また、空き時間を利用して企業及び各種団体による展示会、説明会、販売会などは開催できないのでしょうか等の質問です。

さらに、高い使用料での稼働が発生し、少しでも収入が得られることは、町にプラスになるのではないのでしょうか。また、地域コミュニティーの中心拠点として活動範囲が広がることは、町の活性化にもつながるのではないのでしょうか。社会教育法にのっとりた公共施設として、位置づけにこだわらず、地方自治法にのっとりた公共施設に移行することにより、有料イベントの開催及び物品販売、展示会等を行うのは可能ではないかと思えます。現在の活用範囲を広げることが、将来的に町にとっても町民にとってもプラスになるのではないのでしょうか。

そこでお伺いいたします。

現在の稼働率と利用料金について、そして町の有益対策について、寺崎事務局長の答弁をお願いいたします。

○議長（野澤良治君） 寺崎教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（寺崎光則君） 星野議員の質問にお答えします。

初めに、施設の概要についてご説明させていただきます。

いわゆる公民館と呼ばれている施設は、大会議室や図書室などがある東側の中央公民館と多目的ホールなどがある西側の農村環境改善センターを併せたものとなっています。

この二つの施設の平成30年度の稼働率は、休館日を除いた開館日292日に対して、中央公民館の大会議室が78%、和室が47%、調理室が28%、農村環境改善センターの多目的ホールが43%、営農相談室が41%、農事研究室が60%となっています。

次に、利用料金につきましては、中央公民館の大会議室が半日または夜間の利用で1,370円、終日で2,310円、和室・調理室が半日または夜間の利用で1,050円、終日で1,580円、農村環境改善センターの多目的ホールが半日または夜間の利用で3,150円、終日の利用で5,250円、営農相談室・農事研究室が半日または夜間の利用で1,050円、終日の利用で1,580円となっております。町文化協会の加入団体の利用につきましては免除としており、平成30年度の収入は、中央公民館が14件で2万5,940円、農村環境改善センターが12件で6万1,990円の収入となっております。

次に、施設の有益対策についてですが、中央公民館は、ご質問の中にもありましたとおり、設置根拠となります社会教育法において営利目的での使用が禁止されており、町の方針で営利目的での使用を可能にすることはできないため、有料のイベントなど開催することはできません。

次に、農村環境改善センターは、地方自治法第244条の「普通地方公共団体は住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設を設けるものとする。」という規定に基づき、町が農業振興を目的として設置したもので、その管理に関しては、地方自治法第244条の2の規定により、設置する自治体が条例で定めることとなっておりまして、河内町農村環境改善センターの設置及び管理等に関する条例及び河内町農村環境改善センターの管理及び運営に関する規則で運営方針について定めています。

農村環境改善センターの営利目的での使用に関しましては、この規則の第2条で「改善センターは次の行為を行ってはならない。1、専ら営利を目的として事業を行い、特定の営利事業に改善センターの名称を利用させ、その他営利事業を援助すること。」と規定されており、中央公民館と同様に営利目的の使用を禁止しており、現状では有料のイベントを開催することはできません。

農村環境改善センターの運営方針は、町が定めているものでありますので、現行の規則を改正することによって、営利目的で使用できるようにすることは可能です。

現在の多目的ホールの稼働率が4割ほどであることを考えれば、本来の施設の設置目的を逸脱しない範囲で施設の有効活用を図るという観点から、営利目的での使用を認めるかについて検討していく必要があると考えます。

以上でございます。

○議長（野澤良治君） 9番星野初英君。

○9番（星野初英君） 寺崎局長、ありがとうございます。中央公民館は、社会教育法において営利目的での使用は禁止されており、町の方針で営利目的での使用を可能にできないことは承知しておりましたが、農村改善センターは町の条例で定めることになっているようです。

多目的ホールの稼働率が4割と答弁いただきました。もっと自由に使えれば、有名な方々をお呼びして会を催せば、町の収益も上がりますし、町の活性化ということで、改善センター多目的ホールが幅広いジャンルで活用が可能になることは、多くの町民が多目的ホールに足を運ぶ可能性が生まれます。

また、時には幼子の手を引いた若い世代の親子連れが家族ぐるみで集う場面も想像できます。さらに、イベント内容によっては、近隣の市町村から幅広い年代の多くの方に集っていただくことも期待できます。ぜひとも現在の規則を改正して、多くの町民が利用できますように、一日も早く有効活用できるように検討していただきたいと思います。

そうした場合には、具体的にはどのような手順で進められるのでしょうか、答弁お願い

いたします。

○議長（野澤良治君） 寺崎教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（寺崎光則君） 質問にお答えします。

営利目的での使用を可能にするための手順は、営利目的での使用を禁止している規則の改正手続と、それにあわせて利用料金の見直しが必要な場合には利用料金を定めている条例を改正することとなります。営利目的での使用を認める場合は、その利用料金を幾らにするのかという点が課題になってまいります。

他の自治体では、営利目的で公共施設を使用する場合には、通常の2倍から3倍の料金を徴収している例がありますので、それらを参考に、営利目的での使用の是非と合わせて料金の検討もしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野澤良治君） 9番星野初英君。

○9番（星野初英君） ありがとうございます。改善センターの活動範囲が広がることは、町の活性化につながるのではないかと考えます。町の活性化ということが最大の課題だと思います。あくまでも河内町の方たちが最優先であることは言うまでもありません。イベントをやる方たちからお金をいただくことは、近隣の情報も取り入れながら、2倍、3倍いただいてもいいのではないかと思います。ぜひとも早急に、しかも前向きによりしくお願いいたします。

町長の権限で決まりますので、町長の考えをお聞かせください。

○議長（野澤良治君） 雑賀町長。

○町長（雑賀正光君） 改善センターの利用方法、今おっしゃったように、町の規則を改正することで利用できるようになるということであれば、それはできない話ではないと思います。ただ、その営業の中身については、やはりしっかり事前に協議ができるようなシステムを含めて考えておかないと、よく昔、公民館等を使って高齢者をだましたような物売りがあったということも記憶しておりますので、そういうふうなことにならないような歯どめをかけながら、利用促進は検討してもよろしいかと思います。

以上であります。

○議長（野澤良治君） 9番星野初英君。

○9番（星野初英君） 前向きな答弁をしていただきましたけれども、ぜひともよろしくお願いいたします。

続きまして、つつみ会館の運営及び利用における今後の方向性についてお伺いいたします。

つつみ会館の設置及び管理に関する条例の中の第5条には、町長は、会館の利用が次の各号に該当すると認められる場合は、その使用は許可しない。1、公の秩序、公益を害し、または善良な風俗を乱すおそれのある場合、2、長期間にわたる継続使用により他の利用

の妨げとなるおそれのある場合、3、管理上支障がある場合、4、その他町長が使用させることが適当でない認められる場合と定めております。

今回、生徒たちのハワイ交流もあって、つつみ会館のお風呂とトイレの改修を行いました。せっかく改修をしたので、多くの町民が利用できることを考えましてお伺いいたします。

河内町東共同利用施設つつみ会館の設置及び管理に関する条例が定められておりますが、今現在、使用するに当たっての問題点がありましたら、答弁お願いいたします。また、利用料金についても、石山課長、答弁よろしくをお願いいたします。

○議長（野澤良治君） 石山町民課長。

○町民課長（石山茂樹君） 星野議員のご質問にお答えいたします。

河内町東共同利用施設つつみ会館は、「公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律」に基づく補助金により、地域の教育、福祉及び生活の向上の用に供するためを目的として施設の設置がされました。この趣旨に沿った目的であれば、施設の使用について問題はないと考えております。

使用料についてでございますが、河内町東共同利用施設つつみ会館の管理及び運営に関する条例第10条で定めており、使用する各部屋、また利用者の町内、町外によって料金は異なっております。また、使用料の減免につきましても、同条例第11条で定めているところでございます。

以前は、主にスポーツ少年団等で宿泊の利用も多かったのですが、町内、近隣市町村の子供の人口も減り、利用率も減少していることから、近隣市町村の施設の使用料金なども考慮し、料金の見直し等の検討も必要と考えております。

以上でございます。

○議長（野澤良治君） 9番星野初英君。

○9番（星野初英君） ありがとうございます。以前、つつみ会館は条例を変えないと使用できないとお聞きしておりましたので、今回一般質問に取り上げましたが、目的に沿っていれば施設の利用は問題ないということが確認できてよかったですと思います。

今後は、せっかくトイレやお風呂を修繕したのですから、例えば町内のひとり暮らしの人たちがゆっくりお風呂を利用してお弁当を食べながら話をし一日過ごすとか、多くの方々ができるような企画を考えてみてもいいのではないのでしょうか。石山課長さん、よろしくをお願いいたします。

○議長（野澤良治君） 石山町民課長。

○町民課長（石山茂樹君） ご質問にお答えいたします。

今後につきましては、町内、町外の多くの方々に幅広く利用していただけるよう周知し、町民の方々のご意見もお聞きしながら、他の部署とも連携を図りながら、時代の流れに沿った施設の有効的な利用について考えてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（野澤良治君） 9番星野初英君。

○9番（星野初英君） ありがとうございます。町の活性化につながり、町民の方々が気軽に有効な利用ができますように、知恵を絞ってよろしくお願いいたします。

以上で、私の一般質問を終わります。

○議長（野澤良治君） 以上で一般質問を終了いたします。

ここで暫時休憩いたします。

再開時間は2時15分からとします。

午後2時05分休憩

午後2時16分開議

○議長（野澤良治君） 再開いたします。

○議長（野澤良治君） 日程3、議案第1号 河内町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額を定める条例の制定についてを議題といたします。

議案第1号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第1号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 異議なしと認めます。よって、議案第1号 河内町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額を定める条例の制定については、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（野澤良治君） 日程4、議案第2号 河内町印鑑条例の一部を改正する条例を議題といたします。

議案第2号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第2号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 異議なしと認めます。よって、議案第2号 河内町印鑑条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（野澤良治君） 日程5、議案第3号 河内町学校給食実施に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

議案第3号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第3号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 異議なしと認めます。よって、議案第3号 河内町学校給食実施に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（野澤良治君） 日程6、議案第4号 河内町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

議案第4号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第4号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 異議なしと認めます。よって、議案第4号 河内町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（野澤良治君） 日程7、議案第5号 河内町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

議案第5号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第5号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 異議なしと認めます。よって、議案第5号 河内町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（野澤良治君） 日程8、議案第6号 河内町下水道条例の一部を改正する条例を議題といたします。

議案第6号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第6号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 異議なしと認めます。よって、議案第6号 河内町下水道条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（野澤良治君） 日程9、議案第7号 河内町水道事業給水条例の一部を改正する条例を議題といたします。

議案第7号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第7号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 異議なしと認めます。よって、議案第7号 河内町水道事業給水条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（野澤良治君） 日程10、議案第8号 令和元年度河内町一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

議案第8号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第8号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 異議なしと認めます。よって、議案第8号 令和元年度河内町一般会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（野澤良治君） 日程11、議案第9号 令和元年度河内町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

議案第9号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第9号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 異議なしと認めます。よって、議案第9号 令和元年度河内町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（野澤良治君） 日程12、議案第10号 令和元年度河内町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

議案第10号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第10号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 異議なしと認めます。よって、議案第10号 令和元年度河内町介護保険特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（野澤良治君） 日程13、議案第11号 令和元年度河内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

議案第11号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第11号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 異議なしと認めます。よって、議案第11号 令和元年度河内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（野澤良治君） 日程14、議案第12号 河内町教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

議案第12号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第12号は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 異議なしと認めます。よって、議案第12号 河内町教育委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに決しました。

○議長（野澤良治君） 日程15、認定第1号並びに認定第2号を一括して議題といたします。

この件につきましては、9月5日の本会議において決算審査特別委員会に付託いたしました平成30年度河内町各会計決算の認定でございます。

ここで、委員長より審査の結果について報告を求めます。

決算審査特別委員会委員長星野初英君、登壇願います。

〔決算審査特別委員長星野初英君登壇〕

○決算審査特別委員長（星野初英君） 決算審査特別委員会審査報告、去る9月5日に開会されました令和元年第3回河内町議会定例会におきまして、決算審査特別委員会に付託されました案件について、審査の結果をご報告申し上げます。

認定第1号 平成30年度河内町一般会計歳入歳出決算、平成30年度河内町下水道事業特別会計歳入歳出決算、平成30年度河内町国民健康保険特別会計歳入歳出決算、平成30年度河内町介護保険特別会計歳入歳出決算、平成30年度河内町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算、平成30年度河内町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、認定第2号 平成30年度河内町水道事業会計決算、以上について、9月5日から6日の2日間、委員10名の出席のもと委員会を開催し、各担当課長の出席を求め、慎重に審査をいたしました結果、付

託された案件は、原案のとおり異議なく可決認定すべきものと決定いたしましたので、ご報告いたします。

令和元年9月12日、決算審査特別委員会委員長星野初英。

○議長（野澤良治君） ご苦労さまでした。

決算審査特別委員会からの報告は終わりました。

お諮りいたします。

認定第1号並びに認定第2号は、質疑、討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 異議なしと認めます。よって、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたします。

認定第1号並びに認定第2号につきましては、決算審査特別委員会の審査結果のとおり認定いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 異議なしと認めます。よって、認定第1号、（1）平成30年度河内町一般会計歳入歳出決算の認定、（2）平成30年度河内町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定、（3）平成30年度河内町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定、（4）平成30年度河内町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定、（5）平成30年度河内町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定、（6）平成30年度河内町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定、並びに認定第2号 平成30年度河内町水道事業会計決算の認定、以上、認定いたすことに決しました。

○議長（野澤良治君） 日程16、請願第1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願についてを議題といたします。

本件につきましては、去る9月5日所管の教育厚生常任委員会に付託しましたが、委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

星野教育厚生常任委員長、登壇願います。

〔教育厚生常任委員長星野初英君登壇〕

○教育厚生常任委員長（星野初英君） 教育厚生常任委員会審査報告、去る9月5日に開会されました令和元年第3回河内町議会定例会におきまして、教育厚生常任委員会に付託されました請願第1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

審査に当たり、紹介議員である小更雅之議員より、今回の請願についてご説明をいただきました。

協議では、全国的に児童生徒が減少しており、我が町としてもこの請願内容にはそぐわないのではないかと。また、豊かな学びの実現のためには教職員が余裕を持って学校教育に当たれるようになることが必要で、そのための教職員定数改善などの施策は不可欠であるなどの意見が出されました。

採決に入り、賛成多数により採択すべきものと決しました。

以上、当委員会の決定に対し、議員各位のご賛同をお願い申し上げ、委員会報告といたします。

令和元年9月12日、教育厚生常任委員会委員長星野初英。

○議長（野澤良治君） ご苦労さまでした。

以上で、委員長の報告は終わりました。

委員長報告に対する質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 討論を打ち切り、採決いたします。

請願第1号について、委員長の報告は採択であります。

本件を委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 異議なしと認めます。よって、請願第1号は委員長報告のとおり採択することに決しました。

○議長（野澤良治君） 日程17、委員会提出議案第1号 教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度堅持に係る意見書の提出についてを議題といたします。

提出案件の説明については、会議規則第39条第2項の規定により省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 異議なしと認めます。よって、提出案件の説明につきましては省略することに決しました。

委員会提出議案第1号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 討論を打ち切り、採決いたします。

委員会提出議案第1号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 異議なしと認めます。よって、委員会提出議案第1号 教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度堅持に係る意見書の提出については、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（野澤良治君） 日程18、閉会中の所管事務調査の件を議題といたします。

議会運営委員会及び常任委員会並びに特別委員会の各委員長から、所管事務のうち、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付した閉会中の所管事務調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

各委員長の申し出のとおり、閉会中の調査事項とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出のとおり閉会中の調査事項とすることに決しました。

○議長（野澤良治君） 以上をもちまして、今期定例会の全日程が終了しました。

これにて令和元年第3回河内町議会定例会を閉会といたします。

ご苦労さまでした。

午後2時36分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

河内町議会議長

署名議員

署名議員